

平成 26 年 9 月 26 日

入札参加者各位

## 開札後における入札中止のお知らせについて（工事）

### 1 開札後における工事の入札中止のお知らせ

開札後に積算誤り等が判明したことにより入札を中止する場合は、電子入札システムで中止通知書の表示が出来ず、中止公告でお知らせするのみとなっていました。今後は、中止公告を掲載するとともに、入札参加者に対しては一般競争入札有資格者名簿に登録されているメールアドレス宛てに、「中止通知書」を送付してお知らせすることとします。

なお、開札前に入札中止手続きは、従来どおり中止公告の掲載とともに、電子入札システムによる「中止通知書」の表示を行います。

※指名競争入札については、指名事業者あてに「中止通知書」を送付します。

### 2 中止通知書の内容

平成 26 年〇月〇日
中止通知書
横浜市契約事務受任者
平成 26 年〇月〇日発行第〇号横浜市報調達公告版における横浜市調達公告第〇号のとおり、下記の案件について、入札の執行を中止としましたので、通知します。
記
1 契約番号及び工事件名 契約番号 ○○○○○○○○○○ 件名 ○○○○○○○○○○工事
2 中止理由 (例：積算誤りによる。現場説明書に誤りがあったため。)
3 その他 (例：積算誤りの内容に関する問い合わせ先 ○○局○○課（工事担当課） 045-671-○○○○)

### 3 適用開始時期

平成 26 年 10 月 1 日以降に開札する工事から適用

【お問い合わせ先】  
財政局契約第一課工事契約係  
電話 045-671-2246